

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成23年9月29日(2011.9.29)

【公開番号】特開2010-46187(P2010-46187A)

【公開日】平成22年3月4日(2010.3.4)

【年通号数】公開・登録公報2010-009

【出願番号】特願2008-211533(P2008-211533)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

A 6 3 F 7/02 3 3 4

【手続補正書】

【提出日】平成23年8月16日(2011.8.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技機構成部材である第1部材と第2部材とがネジ部材により締結されてなる遊技機であって、

前記ネジ部材は、

前記第1部材又は第2部材の少なくとも一方に対してネジ結合されるネジ溝を含む軸部と、

その軸部を回転操作する工具が係合される工具係合部を含む頭部と、

これら軸部及び頭部を連結するとともに、その工具係合部に所定トルク以上の回転力が加えられることにより前記軸部から前記頭部を分離させる分離部と、
を備えており、

前記分離部によって前記軸部から前記頭部が分離された場合に当該頭部を所定位置又は所定範囲内に保持する保持部が設けられており、

前記ネジ部材は前記第1部材側からネジ込まれるものであり、

前記保持部及び前記第1部材のうち、いずれか一方に係止凸部が設けられており、他方に前記係止凸部が差し込まれる係止凹部が設けられていることを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記ネジ部材は、前記軸部の軸線方向と略直交する方向へ拡張された拡張部を更に備え、

前記拡張部は、前記分離部よりも前記軸部側でありかつ前記分離部と前記軸部との間に設けられており、

前記保持部は、前記軸線方向に離間した位置に第1規制部及び第2規制部を一体に有した状態で前記ネジ部材に設けられており、

前記頭部及び前記拡張部は、前記第1規制部と前記第2規制部とによって挟まれた領域に配置されており、

前記第1規制部によって前記頭部の反軸部側への移動が規制されるとともに、前記第2規制部によって前記拡張部の反頭部側への移動が規制されることを特徴とする請求項1に記載の遊技機。

【請求項3】

前記保持部は、前記頭部及び拡張部の前記軸線方向に沿った外周側を覆う筒部を更に備え、

前記筒部の軸線方向両端に前記第1規制部及び第2規制部が設けられていることを特徴とする請求項2に記載の遊技機。

【請求項4】

前記第1規制部及び前記第2規制部は、前記軸線方向と略直交する方向に延びる薄板部であり、

前記各規制部を連結するようにして設けられ、薄板部にて形成された連結部を有していることを特徴とする請求項2に記載の遊技機。

【請求項5】

前記第2規制部は、前記ネジ部材の一部を前記保持部の内側から外側へと通す貫通孔を有しております、

前記保持部は、その外部から前記貫通孔に前記ネジ部材を導入する導入口を有していることを特徴とする請求項3又は請求項4に記載の遊技機。

【請求項6】

前記保持部は、前記軸線方向と略直交する方向の少なくとも一部に前記頭部が通過可能に開放された開放部が設けられており、

前記導入口は、前記軸線方向と略直交する方向に延びて前記開放部と同じ側に開放されていることを特徴とする請求項5に記載の遊技機。